

議案第 6 7 号

尾張農業共済事務組合理約の変更について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 6 条第 1 項の規定により、尾張農業共済事務組合理約を別紙のとおり変更することについて、議会の議決を求める。

平成 2 3 年 1 2 月 1 日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、平成 2 4 年 1 月 4 日に愛知郡長久手町が長久手市に名称を変更し、市制を施行することに伴い、本組合理約の一部を改めるため必要があるからである。

尾張農業共済事務組合同規約の一部を改正する規約

尾張農業共済事務組合同規約（平成15年2月12日愛知県知事許可）の一部を次のように改正する。

第2条及び第8条第3項第1号中「東郷町、長久手町」を「長久手市、東郷町」に改める。

附 則

この規約は、平成24年1月4日から施行する。